審議会等設置状況

（令和6年　2月14日　現在）

基本情報

審議会等の名称	嬉野市文化振興審議会
設置の根拠	嬉野市文化振興審議会条例（平成26年条例第18号） 地方自治法（昭和22年法律第67号）
担当事務	(1)　文化振興に関すること。 (2)　文化振興基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査に関すること。
委員数	15人以内
委員の任期	2年
所管課	文化・スポーツ振興課　文化振興グループ （電話番号　0954-66-9320）

委員名簿（順不同・敬称略）

	氏　名	所属・経歴等	任　期